

待兼山町南地区建築協定（抜粋）



（目的）

第1条 本協定は建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第4章及び豊中市まちづくり条例（平成4年条例第25号。）第15条の規定に基づき、第6条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における建築物の敷地、位置及び用途に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

（※第1条中の、豊中市まちづくり条例（平成4年条例第25号）は、現在、豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年条例第31号）第21条の規定に改正されております。）

（建築物等に関する基準）

第8条 本協定の建築物の敷地、位置、及び用途に関する基準は次の各号に定めるところによる。

- （1）建築物の外壁又は、これに代わる柱の面より東西線から45°以内の北側隣接地境界線（道路に接する部分を除く）までの距離は、1.0m以上、その他の部分は50cm以上とする。
ただし、物置、車庫についてはこの限りではない。
- （2）敷地の大きさは、一戸当たり100㎡以下に分割しないこと。

- (3) 第一地区における制限 建築物は一戸建ての専用住宅とする。
- (4) 第二地区における制限 建築物の用途は、協定締結時の用途とする。
- (5) 現建築物で、本協定に定める条件に合わないものは、今後建て替えの場合、本協定の主旨を遵守し、履行するものとする。
- (6) これらの基準のうち、委員会の認めた場合についてはこの限りでない。

待兼山町南地区建築協定区域では、建築協定その他、地元が運営する『待兼山町南地区建築協定運営委員会規則』があります。内容については、待兼山町南地区建築協定運営委員会までお問い合わせください。